

平成31年4月

総 会 議 事 録

萩市農業委員会

平成31年4月総会

萩市農業委員会総会議事録

4月11日(木) 午後3時00分 開会 場所 萩市役所大会議室

○提出議案

議案第22号 職員の任命について

議案第23号 農地法第3条第1項の規定による許可申請に対する可否決定について

議案第24号 農地法第4条第1項の規定による許可申請に対する可否決定について

議案第25号 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する可否決定について

議案第26号 農用地利用集積計画の決定について

議案第27号 農地法第18条第6項の規定による通知について

議案第28号 農地転用許可事業計画変更の承認について

議案第29号 現況確認書の交付について

○出席委員(18名)

1番 原 田 知 美	2番 中 村 博 和
3番 原 川 久美子	4番 小野村 壽美夫
5番 藤 田 芳 昭	6番 岡 崎 弘 明
7番 長 富 繁 美	8番 烏 田 茂 夫
9番 品 川 民 雄	10番 田 村 廣
11番 吉 村 榮 子	欠席 守 永 正 範
13番 松 田 由美子	14番 矢 次 利 典
15番 鈴 川 肇	16番 佐 伯 泰 資
17番 吉 村 剛	18番 尾 木 武 夫
19番 片 岡 兼 雄	

○議事録署名委員

4番 小野村壽美夫	13番 松田由美子
-----------	-----------

○議 事

事務局長 只今から、平成31年4月萩市農業委員会総会を開催いたします。農業委員会委員19名中、18名の出席があり、萩市農業委員会議事規則第8条の規定により総会が成立したことを報告します。

本日の議長は、萩市農業委員会議事規則第5条の規定により会長にお願いします。

会 長 開会のあいさつ

議 長 これより議事に入ります。

まず、議事録署名委員及び会議書記の指名を行います。萩市農業委員会議事規則第14条に規定する議事録署名委員ですが、議長から指名させていただくことにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

議 長 それでは、議事録署名委員は、4番 小野村委員、13番 松田 委員にお願いいたします。

なお、本日の会議書記は事務局職員にさせます。

議 長 それでは、事務局職員の人事異動に伴う案件です。

議案第22号「職員の任免について」を議題に供します。事務局から説明をお願いします。

事 務 局 議案第22号の説明

議 長 以上の説明のとおり、4月1日付けでの人事異動であります。萩市農業委員会の承認が必要でありますのでお諮りいたします。

議案第22号「職員の任免について」、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長 全員賛成ですので、議案第22号は原案のとおり決定いたしました。

それでは、承認を頂きましたので、事務局職員のあいさつをお願いします。

事務局 新人事務局職員あいさつ

議長 議案第23号「農地法第3条第1項の規定による許可申請について」を議題に供します。事務局から第1項の説明をお願いします。

事務局 議案につきましては4ページになります。それでは第1項についてご説明いたします。

申請地は、●●●、登記・現況地目ともに畑、面積1,021㎡です。譲受人は●●●の●●●さんで、耕作面積は17,578.55㎡で内容は田及び畑です。権利の種類は所有権移転です。譲渡人は●●●の●●●さんです。

申請の理由ですが、まず申請地周辺の農地を●●●さんが所有されており、この農地への進入路も狭く耕作が困難なことから、これまでも申請地を●●●さんが借りて耕作されていました。また、この申請地と●●●さん所有の農地にまたがってハウスが建てられており、自宅からも近く利便性が良いことから取得されることとなり、双方連名により本申請にいたったものです。

譲受人の●●●さんは、年齢●●●歳。専業農家で田と畑あわせて約1町7反の農業経営に従事されております。年間農作業従事日数は、ご本人さん180日、お父さんが240日、お母さんが180日です。

次に場所ですが、現地については、4月2日、●●●地区担当の●●●委員、●●●推進委員さん、事務局で確認しました。申請地は●●●から東に約1.3kmの地点にあり、緑で着色した箇所となります。

(スクリーンに位置図を表示)

前の図面向かって左側になりますが、●●●があって、ここに●●●があって、こちらに●●●があり、この辺りに●●●さんや●●●さんがあるこちらになります。●●●さんの自宅がこちらになります。今回の申請地がここで、ぐるっと囲むような形で

●●●さんの所有の農地となっています。

次に、営農計画ですが、現在ハウスが建てられておりまして野菜を栽培されておられます。取得後も露地野菜及びハウスを利用した野菜を作付けされる予定です。

農機具の保有状況は、コンバイン1台、トラクター2台、耕運機1台、田植え機1台、噴霧器1台、防除機3台、草刈機2台、及び軽トラックを所有されています。

以上、農地法第3条第2項各号には該当がないため、許可要件をすべて満たしています。ご審議の程、よろしくお願いいたします。

議 長 説明が終わりました。●●●地区担当委員の方から現地調査の結果ならびに補足説明をお願いします。

(担当委員が挙手)

議 長 はい、●●●委員をお願いします。

第 6 番 この件につきましては、4月2日に事務局並びに●●●推進委員と私の4名で調査いたしました。当日は、所有者と借受人の●●●さんが立会いで計6人で現地を調査いたしまして、今説明があったとおり、今はハウスの中に植付がありませんけど、耕作された跡があり、次に準備するということでした。周りも●●●さんの土地でもあり、ポツンと●●●の土地があり、非常に作りにくい農地でもあり、まして農業を2代目の方が一生懸命やろうということはいいことだと思います。ご審議の程、よろしくお願いいたします。

議 長 これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

(質問、意見なし)

議 長 それでは採決いたします。第1項について、原案のとおり決定

することに賛成の方は挙手をお願いします。
(全員挙手)

議 長 全員賛成ですので、第1項は原案のとおり決定いたしました。

議 長 次に第2項と第3項は譲受人が同一でありますので、同時審議といたします。事務局は説明をお願いします。

事 務 局 それでは第2項・第3項についてご説明いたします。すみませんが、説明に入る前に議案の訂正をお願いいたします。第2項につきまして、現況地目が畑となっておりますが、田に訂正をお願いします。また、3項につきましても3筆ありまして、下2筆が畑となっておりますが、現況地目を田に訂正をお願いします。

それでは第2項・第3項についてご説明いたします。

まず、第2項の申請地は●●●、登記・現況地目ともに田、面積1,893㎡外2筆、合計1,954.12㎡です。譲受人は●●●地区の●●●さんで、耕作面積は3217㎡で内容は、田及び畑です。権利の種類は所有権移転です。譲渡人は●●●の●●●さんです。

次に第3項の申請地は●●●、登記・現況地目ともに田、面積1,004㎡外2筆、合計2,977㎡です。譲受人は●●●の●●●さんで、耕作面積は3217㎡です。第2項・3項両方とも権利の種類は所有権移転です。第3項の譲渡人は●●●の●●●さんです。この第2項、3項の所有者の●●●さん●●●さんにつきましては親子関係と聞いております。

次に申請の理由ですが、第2項・3項ともに所有者が市外に居住されており、自ら耕作することも難しく、農業後継者もいらず、譲受人の●●●さんの自宅も申請地に近いことから双方連名により本申請にいたったものです。譲受人の●●●さんは年齢●●●歳、専業農家で田と畑合わせて約3反の農業経営に従事されております。年間農作業従事日数はご本人さん120日です。

(スクリーンに位置図を表示)

次に場所ですが、4月3日●●●地区担当の●●●委員と事務

局とで確認をしております。申請地は●●●から東に約2 kmの地点となります。少し解りにくいのですが国道●●●号●●●に抜ける道路があって、その途中に●●●の●●●がありますが、そちらから●●●の方にはいった上がる途中のこの黄色で囲んだ農地となります。2項につきましてはこの所で、3項がこちらで、●●●さんの自宅がこちらとなります。

次に営農計画ですが、申請地は現在、田として利用されており、取得後も同様に水田として利用されます。

農機具の保有状況は、トラクター1台、耕運機1台、草刈機及び軽トラックを所有されています。また、田植え機、コンバインにつきましては、共同で所有されているものを使用されます。

以上、農地法第3条第2項各号には該当がないため、許可要件をすべて満たしています。ご審議の程、よろしくお願いいたします。

議 長 説明が終わりました。●●●地区担当委員の方から現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

議 長 はい、●●●委員をお願いします。

第 9 番 今説明にありましたが、4月3日に事務局2名と私と譲受人の●●●さんと一緒に現地を確認に行きました。今事務局が説明されたので、あまり補足的なことはありませんが、●●●さん本人は●●●歳で高齢ではありますが、本人さんは●●●の法人に入られてまして、この●●●の●●●さんの土地の一部は、●●●の法人が耕作されているそうなので、これからちゃんとやっていかれると思いますので、ご審議の程、よろしくお願い致します。

議 長 この土地は●●●に預けられるのですか。それとも御自分の耕作ですか。

事 務 局 今ですね、一部を●●●が中間管理事業を使われて、●●●が耕作しています。所有者と次の譲受人さん両方がその法人の構成員であれば、譲った後も引続きその法人が耕作できます。2項・3項とも●●●に預けているところがありますが、法人の方から

譲渡人、譲受人両方が構成員になってますという証明を出していただいています。

議 長 ということです。はい、これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

(質問、意見なし)

議 長 それでは採決いたします。第2項・第3項について、原案とおりに決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長 全員賛成ですので、第2項・第3項は原案のとおり決定いたします。

議 長 次に第4項の審議に移りますが、第4項と議案第25号農地法第5条第1項の規定による許可申請について、議案9ページの第4項は関連がありますので、同時審議とします。事務局は順に説明をお願いします。

事 務 局 はい、第4項について説明に入る前に議案の訂正をお願いいたします。

3筆あり、それぞれ面積の記載がありますが、上から2, 180の内今、521となっていますが488.7。次に1, 612の内521となっていると思いますが、こちらも488.7。最後に1, 610の内、500になっている所を476.93へ訂正をお願いいたします。また、それに伴って合計欄ですが、1, 542となっておりませんが、そちらを5, 402の内1, 454.33。少数点以下があってわかりにくかったと思いますが、大丈夫でしょうか。

それでは、説明に入ります。第4項は農地に営農型の太陽光パネルを設置する為、パネルを設置する部分に区分地上権を設定するものです。

申請地は●●●。登記・現況地目共に田。すみませんが、地目のところを登記・現況共に畑を田に訂正をお願いいたします。面

積 2 1 8 0 m²の内 4 8 8. 7 m²外 2 筆合計で 5, 4 0 2 m²の内 1, 4 5 4. 3 3 m²です。借受人は●●●の●●●さん、貸付人は●●●の●●●さんです。

(スクリーンに位置図を表示)

次に場所ですが、現地につきましては 4 月 3 日●●●地域担当の●●●委員さん、●●●推進委員さん、●●●推進委員さん、事務局とで確認をしました。申請地は●●●地区で、●●●から西に 5 0 0 m の地点にあり、黄色で着色した箇所になります。申請地の 3 筆ともに契約内容は区分地上権の設定で、期間は 3 年となります。区分地上権とは、地上又は空間に上下の範囲を定め、工作物を所有するために設定する権利をいうものです。区分地上権等の設定等の許可基準は「区分地上権等の設定等の許可基準」にある二つの項を満たす必要があります。まず、1. その権利の設定又は移転に係る農地等及びその周辺の農地等に係る営農条件に支障を生ずるおそれがないこと、次に、2. その権利の設定又は移転に係る農地等をその権利の設定又は移転に係る目的に供する行為の妨げとなる権利を有する者の同意を得ていること。これにつきましては、申請地の所有者もしくは耕作者の同意を得る必要があるという事ですが、今回は農地の所有者と借受人の賃貸者契約書の写しが添付されており問題ありません。

以上 2 項目に付きまして許可要件をすべて満たしています。ご審議の程、よろしくお願いいたします。

事 務 局

つづきまして、議案第 2 5 号第 4 項についてご説明します。議案は 9 ページです。

(スクリーンに位置図を表示)

4 月 3 日、●●●地区の●●●委員さん●●●、地区の●●●推進委員さん、●●●推進委員さんとで事務局とで現地調査を行いました。

申請地は、●●●から北西へ 5 0 0 m、●●●農業振興地域整備計画に定められた農用地区域内農地です。

申請地は、●●●、地目は登記・現況とも田、面積 2, 1 8 0 m²のうち 1. 9 5 m²、外 2 筆、合計 5, 4 0 2 m²のうち 5. 5 6

m²、転用者は、●●●●に本店を置く●●●●で、所有者は●●●●の●●●●さんです。

転用目的ですが、転用者が申請地にパネル888枚、パネルの水平投影面積1,454.33m²、発電出力49.5kwの営農型太陽光発電設備を設置するため、支柱及び付属設備の設置部分について、所有者から無償で土地を借り受け、3年間の一時転用を行うものです。

営農型太陽光発電は、発電設備下部での営農が継続されることが条件です。営農については、●●●●さんの息子の●●●●さんが、●●●●、●●●●については無農薬栽培の水稻、●●●●はそばを栽培されており、今後10年間の営農計画書が添付されています。

(スクリーンに分間図を表示)

隣接農地の関係ですが●●●●、●●●●については西側・南側に農地があり●●●●、については北側・南側に農地が隣接しており、それぞれの農地の所有者または耕作者から隣接農地承諾書が提出されています。

(スクリーンに配置図を表示)

次に配置図ですが、まず●●●●の配置図です。太陽光パネル300枚を設置します。外の2筆も同様ですが、支柱の高さは基準とされる2mより高い3mとなっています。これは●●●●さんが使用される農業用機械のうち、コンバインの高さが2.5mですので、コンバインが入る高さに設定したものです。支柱と支柱の間隔も、農業用機械の運転の妨げとならないよう、3mから3.3mの間隔をとっています。支柱の本数は187本、これに電柱や付属設備の面積を加えて、一時転用の面積は1.95m²です。

次に●●●●の配置図です。パネル300枚、支柱の本数146本、電柱や付属設備の面積を加えて1.77m²です。

最後に●●●●の配置図です。パネル288枚、支柱の本数162本、電柱や付属設備の面積を加えて1.84m²です。

営農を継続させるため、用排水や被害防除について問題はありませんが、発電設備の設置にあたっては、設置の時期に配慮し、周囲の農作業に支障がないよう依頼したところです。

また、一時転用許可期間中、発電設備下部での営農が適正に行われているか確認するため、営農者は年1回、収穫物の単収等を農業委員会に報告する必要があります。地域の平均的な単収と比較し、おおむね2割以上収量が減少している場合には、適切な営農が行われていないと判断され、改善要求や事業廃止をお願いすることとなります。

お手元に、議案第25号第4項の参考資料をお配りしております。平成25年3月31日以降、支柱を立てて営農を継続する太陽光発電設備等の設置に係る一時転用の許可が可能となってから、平成30年5月15日に取扱いの変更が行われたものですが、営農の継続に係る部分は4の「その他の要件」に記載されておりです。申請内容等から、これらの要件を満たしていると考えます。

なお、3年間の一時転用ですが、再度一時転用の許可を受けることで、発電事業の継続が可能となります。

その他としまして、農用地区域内農地であるため、市農林振興課から、一時転用について農業振興地域整備計画の達成に支障を及ぼすものではない旨の意見書が提出されています。また、一時転用完了後は、転用者の負担により発電設備を撤去し、原状回復する旨の誓約書が添付されています。

以上で説明を終わります。ご審議の程、よろしくお願いします。

議長 説明が終わりました。●●●地区担当委員の方から現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

はい、●●●委員をお願いします。

第10番 4月3日に事務局と地元の●●●推進委員と●●●推進委員と共に現地を確認しました。萩市管内初めての事案だそうで、とりあえず書類的には問題ないという事で、いいのではないかと思います。基本は別紙にありますように、農地転用許可上の取扱い、いわゆる営農型太陽光発電というもので、あくまで農業生産や地域の農業の持続的な発展が図られるよう農業政策の一環として、推進するということ。担い手の収入が拡大することで農業経営の規模拡大を期待する。荒廃農地が増加するなかで営農型設備を利用して、荒廃する農地の再生を期待するものです。

農地の農業生産が主であるということでございますので少しひ

っかかる所もございますが、まず、稲作の方が無農薬、一つの圃場でそば、収量の基準的なものが、いわゆる普通的水稻などで農協に供出される平均的なものがあるわけですが、無農薬の場合は適当なものを探すのがむずかしいのではないかと思います。毎年営農状況をかかさずチェックすることや、3年ごとの一時転用など大変重要になると思います。事務局も、われわれ農業委員もある程度注視はしていきませんが、将来的には事務局の適正な注視・監視が重要ではないかと思います。そういうことを考えながら現地を見てまいりました。皆さんのご検討をお願いいたします。

議 長 これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

(挙手あり)

議 長 はい、●●●委員。

第18番 営農型太陽光発電ということですが、何を作っておられるのですか。

第10番 水稻とそばです。ソーラーの下で農業をするということです。
高さ3m、その間にそれぞれの柱があり、一時転用の対象の柱の面積は合算しても5.6㎡。区分地上権を設定しているのが1,454㎡、全体が5,402㎡ありますが、貸借料や使用料は総面積に対して単価計算なので、農業経営が安定するには、ある程度の単価をもらわないとと感じているところです。

(挙手あり)

議 長 はい、どうぞ。

第18番 電力は何に使うかわかりませんが、それでも営農型なのか。

議 長 営農型というのが、パネルの下で農業をやるから営農型。それで、その作った電気は中国電力に売るわけです。

第18番 パネルの上に作れば営農型なのは。

議 長 それで今回は、機械の関係で3m高さをとり、転用面積が非常に少ないのはパネルを支える足が立ちますからその支柱の面積が転用面積なのです。他のところは、そのまま農地です。

これは県下でも例が少ないです。懸念するところは、今●●●委員がおっしゃったとおりいろいろございますが、一応書類上整えば許可を出さなければいけないということです。それで、さっき言われましたが、これから後にどれくらいの収穫があるのか、どのような耕作をされるのか、それを注視するのが農業委員会の仕事だと思います。山陽側は太陽光発電が多く、毎月10件以上出てきます。売電を中心とした49kw以下で。ところが、山陰側は山影ですから、太陽光は十分とは言えない。日照が足りず少ないのですが、少ない中でそういう営農をやるといった事に対して、われわれとしてはどうかなという部分もありますが、書類上整っているために今日こうして協議しているわけです。

第18番 了解しました。

第10番 一番最初の図面でみられたように、全体の農地の中でも真ん中など日照がとれるところを業者の方も選択するのでは。荒廃農地の再生も考えてほしいが、そこはやはり選びにくい。山側や隅のほうは、ますます荒廃農地になりやすくなるのではと感じています。

議 長 この件につきましては、われわれとしては初めての案件で実際には実績なども分かっておりませんのでよく分かりませんが、先程申しましたように、全ての要件を充たした書類が出ておるということで一応これで採決にしたいと思います。

それでは採決いたします。議案第23号第4項及び議案第25号第4項について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長 全員賛成ですので、議案第23号第4項、議案第25号第4項

は原案のとおり決定しました。

第16番 これは県下で何箇所くらいありますか。

事務局 数字をもっておりませんので、分からないのですが。

議長 何箇所かはあります。

議長 議案第24号「農地法第4条第1項の規定による許可申請について」を議題に供します。事務局から第1項の説明をお願いします。

事務局 議案第24号第1項についてご説明いたします。議案は6ページです。

(スクリーンに位置図を表示)

4月2日、●●●委員さん、●●●推進委員さん、事務局とで現地調査を行いました。

申請地は、●●●から西へ1.3km、夏みかん畑と宅地が混在する第1種低層住居専用地域内にあり、農地法施行規則第44条第3号に規定される第3種農地です。

申請地は、●●●、地目は登記・現況とも畑、面積1,681㎡、申請人は●●●の●●●さんです。転用目的ですが、県外に居住する申請者が、共同住宅2棟と入居者用駐車場(28台分)を整備し収入を得るもので適当です。アパートは木造2階建てで、A棟は4部屋、B棟は10部屋の合計14部屋、建築面積は511.56㎡となります。

(スクリーンに分間図を表示)

隣接農地の関係ですが、北側は道路で、西側には水路が通っており、南側は河川です。東側は宅地と、一部農地が残っています。これは●●●さん自身が所有する宅地と農地を残されたもので、●●●から帰省した際は耕作されるということで問題ありません。

(スクリーンに配置図を表示)

次に配置図ですが、右側を●●●が流れています。図の左側が北になります。北側の狭い方に4部屋のA棟、奥にB棟で、28台分の駐車区画がとられています。

用排水計画ですが、雨水は溜槽を設置し西側水路へ流入させ、●●●に流すもので適当です。汚水は北側市道内の公共下水道に接続させるもので適当です。

被害防除計画ですが、40cm程度の盛土を行い整地し、法面にはL型擁壁を設置し、境界にはコンクリートブロック2～3段積にメッシュフェンス又は目隠しフェンスを設置するもので、土砂の流出等の恐れはなく適当です。

その他としまして、申請地は●●●地区内の土地ですので、伝建地区の現状変更について市文化財保護課の許可済となっています。以上、ご審議の程、よろしくお願いします。

議 長 説明が終わりました。●●●地区担当委員の方から現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

(担当委員が挙手)

議 長 はい、●●●委員お願いします。

第 6 番 この件につきましては4月2日に●●●推進委員、事務局、私の4名で現地調査を行いました。内容につきましては事務局の説明のとおりでございまして、市内に●●●のアパートが建つということになります。残りの農地についても今の所有者の農地が残るだけでありまして、●●●から帰ってこられてからの農作業が出来るというなかで、別荘として使われるような雰囲気でした。以上、ご審議の程、よろしくお願いいたします。

議 長 これより質疑に入ります。質疑はありますか。

(質問、意見なし)

議長 長 それでは採決いたします。第1項について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議長 長 全員賛成ですので、第1項は原案のとおり決定いたしました。

議長 長 議案第25号「農地法第5条第1項の規定による許可申請についてを議題に供します。事務局から第1項の説明をお願いします。

事務局 議案第25号第1項についてご説明します。議案は8ページです。

(スクリーンに位置図を表示)

4月2日、●●●委員さん、●●●推進委員さん、事務局とで現地調査を行いました。

申請地は、●●●から北西へ780m、宅地化が進行する第1種中高層住居専用地域内にあり、農地法施行規則第44条第3号に規定される第3種農地です。

申請地は、●●●、地目は登記・現況とも畑、面積255㎡、外2筆、合計862㎡です。転用者は、●●●の●●●さんで、所有者は●●●、●●●さん外1名です。

転用目的ですが、宅地建物取引業の免許を持つ●●●さんが申請地を買い受け、用途地域内で4区画の宅地分譲と進入路を整備するため土地の造成を行うもので適当です。併用地と合わせて、全体面積は1,073.56㎡です。

(スクリーンに分間図を表示)

隣接農地の関係ですが、北側は市道、西側・南側は宅地で、東側が宅地と一部畑が残りますが、現況は宅地となっており問題ありません。

(スクリーンに配置図を表示)

次に配置図ですが、申請地にこのように進入路と4つの区画を設けます。

宅地造成後の用排水計画ですが、雨水は、進入路に新設する道路側溝から、北側市道の側溝へ流入させ、汚水は、同じく北側市道内の公共下水道へ接続させるもので適当です。

被害防除計画ですが、7cmから93cmの盛土を行い整地します。隣接地との境界は、東側・西側には既存ブロック塀がありますが一部積み増しを行い、南側には新設5段ブロック塀を設置するので、土砂の流出等のおそれはなく適当です。以上、ご審議の程、よろしくお願いします。

議 長 説明が終わりました。●●●地区担当委員の方から現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

(担当委員が挙手)

議 長 はい、●●●委員をお願いします。

第 6 番 この件につきましては4月2日に●●●推進委員、事務局、私の4名で現地調査を行いました。内容につきましては事務局の説明のとおりでございます。現況は現在は荒れた農地で、草がかなり生えておりまして、その中に柑橘が少し生えている状況であります。周辺から見ても問題ないと思います。ご審議の程、よろしくお願いいたします。

議 長 これより質疑に入ります。質疑はありますか。

(質問、意見なし)

議 長 それでは採決いたします。第1項について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長 全員賛成ですので、第1項は原案のとおり決定いたしました。

議 長 第2項の説明をお願いします。

事 務 局 議案第25号第2項についてご説明をいたします。

(スクリーンに位置図を表示)

4月2日、●●●地区の●●●委員さん、●●●推進委員さん、事務局とで現地調査を行いました。

申請地は、●●●から東へ360m、住宅や商業施設と農地が混在する第1種住居地域内にあり、農地法施行規則第44条第3号に規定される第3種農地です。

申請地は、●●●、地目は登記・現況とも田、面積2,331㎡、転用者は、●●●、●●●で、所有者は●●●、●●●さんです。

転用目的ですが、宅地建物取引業の免許を持つ●●●さんが申請地を買い受け、用途地域内で8区画の宅地分譲と進入路及び水路を整備するため土地の造成を行うもので適当です。併用地と合わせて全体面積は2,452㎡になります。

(スクリーンに分間図を表示)

隣接農地の関係ですが、図の右側が北になります。こちらが●●●です。東側は水路と道路、南側は宅地で、東側は北と東側に畑がありますが、すべての農地について所有者の隣接農地承諾書が添付されており問題ありません。

(スクリーンに配置図を表示)

次に配置図ですが、このように県道から進入し、申請地に8つの区画を設けます。宅地造成後の用排水計画ですが、雨水は、進入路に新設する側溝から北側に設ける水路を通して既存水路へ流入させ、汚水は、同じく県道内の公共下水道へ接続させるもので適当です。

被害防除計画ですが、石灰処理で地盤改良し90cmの盛土を行って整地します。法面はL型擁壁を設置するもので、土砂の流出等

のおそれはなく適当です。

また、水路への雨水の放流について、●●●土地改良区さんの承諾書が添付されています。以上、ご審議の程、よろしくお願いします。

議 長 説明が終わりました。●●●地区担当委員の方から現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

(担当委員が挙手)

議 長 はい、●●●委員をお願いします。

第 4 番 この件につきましては、4月2日に、事務局2名と推進委員さん、私の4名で現地調査を行いました。それで、ここ●●●は地名のとおり●●●でして、あまり田んぼがよく出来ないところです。この相続人の方も県外におられましてなかなか関与ができないということで、周囲もがまの穂がとんで耕作放棄地で大変でしたので、私としては、仕方ないかと思っております。以上、ご審議の程、よろしくお願いいたします。

議 長 これより質疑に入ります。質疑はありますか。

(質問、意見なし)

議 長 それでは採決いたします。第2項について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。
(全員挙手)

議 長 全員賛成ですので、第2項は原案のとおり決定いたしました。

議 長 第3項の説明をお願いします。

事 務 局 議案第25号第3項の説明をいたします。

(スクリーンに位置図を表示)

4月3日●●●委員、●●●委員さん、事務局とで現地調査を行いました。

申請地は、●●●から南へ2.5km、萩農業振興地域整備計画に定められた農用地区域内農地です。

申請地は、●●●、地目は登記・現況とも畑、面積7.85㎡、外1筆、合計564.85㎡、転用者は、●●●、●●●で、所有者は●●●、●●●さんです。

転用目的ですが、●●●地区において県が行う●●●地区防安・急傾斜工事に伴い、請負業者である●●●が工事施工箇所への仮設進入路及び資材置場を設置するため、平成34年3月31日までの期間で一時転用を行うもので適当です。

(スクリーンに分間図を表示)

隣接農地の関係ですが、国道●●●号から入って、北側は道路、西側は赤線の道路、南側は宅地で、東側は申請者の●●●さんの畑となっており問題ありません。

(スクリーンに配置図を表示)

次に配置図ですが、図の左側が北になります。国道●●●号は下側を通っています。工事施工箇所がこちらで、ここに入るための進入路です。

用排水計画ですが、雨水は自然流下で地下浸透、汚水は発生しないため適当です。

被害防除計画ですが、進入路設置部分には養生シートを敷きます。養生シートの上に50cmの盛土を行い砂利敷きとし、3mの道路幅の進入路となります。両サイドは45度の勾配で土羽仕上げとするもので、土砂の流出等のおそれはなく適当です。

その他としまして、農用地区域内農地であるため、市農林振興課から、一時転用について農業振興地域整備計画の達成に支障を及ぼすものではない旨の意見書が提出されています。また、工事完了後は原状回復する旨の誓約書が添付されています。以上、ご審議の程、よろしくお願いします。

議長 説明が終わりました。●●●地区担当委員の方から現地調査の

結果並びに補足説明をお願いします。

(担当委員が挙手)

議 長 はい、●●●委員をお願いします。

第 3 番 この件につきまして、4月3日事務局2名、●●●委員と私で現地調査を行いました。借受人の●●●さんの方から責任者お二人、現地の確認をしております。只今事務局さんのほうでかなり詳しく説明されましたので、特に補足説明はございませんけれどもこれは県の事業で、急傾斜の防災対策の工事となります。この土地は一時転用ということで先ほども説明があったように、シートをひいて盛土をするということで仮設道路と資材置場に使われるということです。今は夏みかんの老木が数本ありますが、工事が終わった後には、夏みかんの若木を植える計画をおもちでございます。以上、ご審議の程、よろしくお願いいたします。

議 長 これより質疑に入ります。質疑はありますか。

(質問、意見なし)

議 長 それでは採決いたします。第3項について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長 全員賛成ですので、第3項は原案のとおり決定いたしました。

議 長 議案第26号「農用地利用集積計画の決定について」を、議題に供します。事務局から説明をお願いします。

事 務 局 議案26号『農用地利用集積の決定について
農用地利用集積計画の作成について、農業経営基盤強化促進法第18条第1項で、『同意市町村は、農林水産省令で定めるところにより、農業委員会の決定を経て、農用地利用集積計画を定めなければならない。』とされています。農用地利用集積計画について市農政課から諮問がありましたのでご審議いただきます。

萩市においては、通常4月1日及び12月1日を始期とすることとしておりますが、今回の集積計画につきましては、新規に利用権設定するもので4月に間に合わなかったものです。

それではお手元にお配りしています別冊の『農地中間管理事業による利用権設定状況（平成31年4月26日）』の資料をご覧ください。

この表は、地域別の利用権設定状況を示したもので、各地域の利用権設定面積は表のとおりとなっています。

では、表の一番下の合計の数字を読み上げていきます。

左から、件数が4件、筆数7筆、田の面積が6,076㎡、畑の面積が8,314㎡、合計14,390㎡となっています。

この農地中間管理事業は、都道府県ごとに設置される農地中間管理機構が農地を借り受け、借受農家に農地中間管理が決定した「農用地利用配分計画」を県知事が公告することによって貸借関係が発生します。

1枚めくっていただきますと、内容が記載されております。右端の備考の欄に受け手の名前を記載しております。今回は、2つの法人が受け手となっております。

続きまして、お手元にお配りしています『利用権設定状況（平成31年4月26日現在）』の資料をご覧ください。今回はすべて新規で利用権を結ばれるものになります。合計欄を読み上げます。件数が6件、筆数17筆、田の面積が31,833㎡、畑の面積が2,309㎡、合計34,142㎡です。

以上、このたびの集積計画案において、受け手は農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。以上、ご審議のほどお願いいたします

議長 説明が終わりました。発言のある方は挙手をお願いします。

(発言なし)

議長 それでは採決いたします。議案第26号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議長 全員賛成ですので、議案第26号は原案のとおり決定いたしました。

(報告事案-1)

議 長 議案第27号「農地法第18条第6項の規定による通知について」を議題とします。

第1項から第2項まで一括して説明をお願いします。

事 務 局 議案第27号「農地法第18条第6項の規定による通知について」ご説明いたします。議案は12ページからです。

第1項、●●●、地目、登記・現況とも田、面積992㎡、賃借人は●●●の●●●さんで、賃貸人は●●●の●●●さんです。権利の種類は合意解約で、賃貸人の●●●さんのご主人が亡くなったため返還するもので、解約後は●●●さんが自作されます。

第2項、●●●、地目、登記・現況とも田、面積2,708㎡、賃借人は●●●の●●●さんで、賃貸人は●●●の●●●さんです。権利の種類は合意解約で、解約後は別の借り手と利用権設定されます。

以上で報告を終わります。

議 長 説明が終わりました。発言のある方は挙手をお願いします。

(発言なし)

議 長 特に発言がないようですので、以上で議案第27号の報告は終わります。

(報告事案-2)

議 長 議案第28号「農地転用許可事業計画変更の承認について」議題に供します。

第1項から第2項まで一括して説明をお願いします。

事 務 局 それでは議案第28号「農地転用許可事業計画変更の承認について」ご説明いたします。議案は14ページです。

第1項、●●●、地目は登記・現況とも田、面積1,033㎡の内255.36㎡、転用者は●●●さんで、平成31年2月28日付けで農地法第5条許可済みの一時転用、仮設進入路について、

間を5月30日までに延長するものです。

第2項、●●●、地目は登記・現況とも田、面積1,368㎡、転用者は●●●さんで、平成30年6月28日付けで農地法第5条許可済みの一時転用、現場事務所・資材置場等について、こちらにつきましても工事期間が延伸されたことから、平成31年3月31日までの期間を平成32年3月31日までに延長するものです。

第1項、第2項とも、3年以内の一時転用期間内での延長でありますので、計画変更について承認をしております。

以上で報告を終わります。

議 長 説明が終わりました。発言のある方は挙手をお願いします。

(発言なし)

議 長 特に発言がないようですので、以上で議案第28号の報告は終わります。

(報告事案-3)

議 長 議案第29号「現況確認書の交付について」を、議題に供します。

議 長 第1項から第2項まで一括して、説明をお願いします。

事務局 それでは議案第29号「現況確認書の交付について」ご説明いたします。議案は16ページです。

(スクリーンに位置図を表示)

第1項申請地は、●●●から南西へ400mに位置するこちらです。●●●の近隣です。●●●、登記地目は畑、面積139㎡、申請人は●●●、●●●さんです。

申立てによると、申請地は昭和59年に農機具等を入れるため納屋を新築し、周囲は普通車の駐車場や農機具の回し場として利用し現在に至っているもので、4月2日に●●●委員、●●●推進委員、事務局とで現地調査を行ったところ、申立てどおり申請地の一部には倉庫が建ち、建物敷地の一部として利用されており、

農地としての現況をとどめていないため非農地に認定したものです。

(スクリーンに位置図を表示)

第2項申請地は、●●●から東へ3.4 kmに位置するこちらです。●●●、●●●地区になります。●●●、登記地目は畑、面積175㎡、外2筆、合計1,440㎡、申請人は●●●の●●●さんです。

申立てによると、申請地は昭和60年以来耕作しておらず、現在に至っているとのことで、4月3日に●●●委員、●●●推進委員、●●●推進委員と事務局とで現地調査を行ったところ、申請地には灌木が生えて原野化しており、農地としての現況をとどめていないため非農地に認定したものです。以上で報告を終わります。

議 長 説明が終わりました。発言のある方は挙手をお願いします。

(発言なし)

議 長 特に発言がないようですので、以上で議案第29号の報告は終わります。

議 長 以上をもちまして、本日の議案の審議並びに報告事項は全て終了いたしました。

これで、萩市農業委員会総会を閉会いたします。

午後4時10分 閉会

萩市農業委員会議事規則第14条第1項の規定により署名する。

平成31年4月11日

萩市農業委員会会長 片岡 新雄

委員 松田由美子

委員 小畑 孝夫